

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年6月26日

【会社名】 株式会社山陰合同銀行

【英訳名】 The San-in Godo Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 山崎 徹

【本店の所在の場所】 島根県松江市魚町10番地

【電話番号】 0852-55-1000

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画部長 高橋 毅

【最寄りの連絡場所】 島根県松江市魚町10番地
株式会社山陰合同銀行経営企画部企画グループ

【電話番号】 0852-55-1015

【事務連絡者氏名】 企画グループ長 藤原 誠

【縦覧に供する場所】 株式会社山陰合同銀行鳥取営業部
(鳥取県鳥取市栄町402番地)
株式会社山陰合同銀行東京支店
(東京都中央区日本橋兜町15番6号)
株式会社山陰合同銀行大阪支店
(大阪府大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2024年6月20日開催の当行第121期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2024年6月20日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき 21円00銭

総額 3,241,965,489円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月21日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別段積立金 5,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 5,000,000,000円

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)8名選任の件

山崎徹、吉川浩、吉岡佐和子、生田博久、倉都康行、後藤康浩、本井稚恵、Graeme David Knowdを取締役(監査等委員である取締役を除く)に選任する。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額改定の件

1. 確定金額報酬額の改定

年額2億5千万円以内(うち社外取締役分は年額3千万円以内)を年額2億5千万円以内(うち社外取締役分は年額5千万円以内)に改定する。

2. 業績連動報酬枠の改定

社外取締役に対する業績連動報酬を取り止め、業績連動報酬枠の上限を年額119百万円(うち社外取締役分は年額17百万円以内)から年額2億5千万円以内に改定する。具体的な個人別の業績連動報酬は、取締役会決議により設定する役位別の基準額に、親会社株主に帰属する当期純利益を指標とする業績連動テーブル(次表)に連動した支給倍率を乗じて算定し、事業年度終了後に支給することとする。

また、業績連動テーブル(次表)について、支給倍率の最大値の条件を、親会社株主に帰属する当期純利益が230億円超の場合に1.35倍としているが、将来において、親会社株主に帰属する当期純利益が240億円超となることが予想される状況となった場合、業績連動報酬の総支給額上限年額2億5千万円の枠内で、業績連動テーブルの支給倍率の増加ペースと同様に、親会社株主に帰属する当期純利益が10億円増加する毎に支給倍率が0.05ポイント増加する新たなテーブル(注)を追加することについて、取締役会に一任する。

(注) 「240億円超～250億円以下 1.40」、「250億円超～260億円以下 1.45」など

業績連動テーブル

親会社株主に帰属する当期純利益(連結)	業績連動報酬支給倍率
230億円超	1.35
220億円超 ~ 230億円以下	1.30
210億円超 ~ 220億円以下	1.25
200億円超 ~ 210億円以下	1.20
190億円超 ~ 200億円以下	1.15
180億円超 ~ 190億円以下	1.10
170億円超 ~ 180億円以下	1.05
160億円超 ~ 170億円以下	1.00
150億円超 ~ 160億円以下	0.95
140億円超 ~ 150億円以下	0.90
130億円超 ~ 140億円以下	0.85
120億円超 ~ 130億円以下	0.80
110億円超 ~ 120億円以下	0.75
100億円超 ~ 110億円以下	0.70
100億円以下	0.00

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する株式報酬額改定の件

1. 取締役(監査等委員である取締役を除く)及び執行役員に付与する1事業年度あたりのポイント数の上限30万ポイント(当行普通株式30万株相当)は変更せず、取締役分として15万ポイント(うち社外取締役分として1万5千ポイント)、執行役員分として15万ポイントという上限内訳を、取締役分として12万ポイント(うち社外取締役分として1万5千ポイント)、執行役員分として18万ポイントとする上限内訳に改定する。
2. 本株式報酬制度のために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金の額を、1事業年度あたり総額2億円(うち取締役分として1億円(うち社外取締役分として1千万円)、執行役員分として1億円)の上限から、1事業年度あたり総額5億円(うち取締役分として2億円(うち社外取締役分として3千万円)、執行役員分として3億円)の上限に改定し、本信託に追加拠出する。
3. 3事業年度毎の期間を対象期間として、各対象期間に関し、6億円(うち取締役分として3億円(うち社外取締役分として3千万円)、執行役員分として3億円)を上限として信託に拠出していたものを、15億円(うち取締役分として6億円(うち社外取締役分として9千万円)、執行役員分として9億円)の上限に改定し、本信託に追加拠出する。
4. 2023年3月末日で終了した事業年度から2025年3月末日で終了する事業年度までの対象期間は現在進行中であることから、既に経過済みの2事業年度については改定前の制度を適用し、2025年3月末日で終了する事業年度においては改定後の制度を適用する。当該対象期間は、9億円(うち取締役分として4億円(うち社外取締役分として5千万円)、執行役員分として5億円)を上限として、本信託に追加拠出する。

<改定後の制度の概要>

当行が拠出する金銭(1事業年度あたり総額5億円(うち取締役(監査等委員である取締役を除く)分として2億円(うち社外取締役分として3千万円)、執行役員分として3億円)を上限とする)を原資として、当行株式が信託を通じて取得され、取締役(監査等委員である取締役を除く)及び執行役員に対して、退任時に当行が定める役員株式給付規程に従って、当行株式及び当行株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭が、信託を通じて給付される株式報酬制度。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成比率(%) (注) 3
第1号議案 剰余金の処分の件	1,155,800	2,475	2,646	(注) 1	可決 99.55
第2号議案 取締役(監査等委員で ある取締役を除く) 8名選任の件					
山崎 徹	1,150,243	8,039	2,646	(注) 2	可決 99.07
吉川 浩	1,152,565	5,717	2,646		可決 99.27
吉岡 佐和子	1,152,366	5,916	2,646		可決 99.26
生田 博久	1,152,610	5,672	2,646		可決 99.28
倉都 康行	1,149,753	8,528	2,646		可決 99.03
後藤 康浩	1,151,757	6,525	2,646		可決 99.20
本井 稚恵	1,152,907	5,375	2,646		可決 99.30
Graeme David Knowd	1,153,471	4,812	2,646		可決 99.35
第3号議案 取締役(監査等委員で ある取締役を除く)の 報酬額改定の件	1,152,129	5,915	2,877	(注) 1	可決 99.24
第4号議案 取締役(監査等委員で ある取締役を除く)に 対する株式報酬額改 定の件	1,076,552	81,743	2,646	(注) 1	可決 92.73

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 賛成比率は出席した株主の議決権の数(事前行使分及び当日出席分(途中退場した株主の議決権の数を含む))に対する割合。
4. 本井稚恵氏の戸籍上の氏名は、久保田稚恵であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、全ての議案は可決要件を満たしたことから、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以上